

大津市デジタル化セミナー開催事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、中小企業者を対象として、その事業活動におけるデジタル技術の活用に関して必要な知識を修得させるための講習会（以下「講習会」という。）を開催するものに対し、その開催に要する経費の一部を予算の範囲内において補助することにより、中小企業者が社会経済情勢の変化に対応し、デジタル技術を活用した経営課題の解決に取り組むことを促進し、もって中小企業者の経営の効率化、事業の高度化及び生産性の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）

第2条第1項各号のいずれかに該当する事業者であって、市内に事業所、事務所等を有するものをいう。

(補助対象事業)

第3条 この要綱による大津市デジタル化セミナー開催事業費補助金（第4号を除き、以下「補助金」という。）の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当する講習会を開催する事業とする。

- (1) 3以上の中小企業者を受講者として実施するものであること。
- (2) 受講者が自らデジタル技術を実地に体験することを通じて必要な知識を得られる方法で実施するものであること。
- (3) 専ら営業活動を行うことを目的として実施するものでないこと。
- (4) 本市から他の制度による補助金等の交付を受けていないこと。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができるもの（以下「補助対象者」という。）は、講習会を開催するものであって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 一般社団法人大津市商店街連盟
- (2) 市内の商工会議所及び商工会
- (3) 中小企業団体（中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体をいう。）その他の中小企業者等が協同して事業活動を行うために組織した団体（市内に主たる事務所を有するものに限る。）
- (4) 3以上の中小企業者で構成されたグループ（前号に該当するものを除く。）の代表者
- (5) その他市長が適当と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、補助対象者（同項第4号に掲げる補助対象者にあつては、その全ての構成員）が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金を交付しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業を行う者
- (2) 自己又は自社若しくは自社の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員である者又はこれらと密接な関係を有していると認められる者
- (3) 市税及びその延滞金等を滞納している者
- (4) その他補助金の目的に照らし、市長が適当でないと認める者
（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、報償費、旅費、使用料、賃借料その他市長が必要と認める経費（次に掲げる者以外の者との契約に基づき生じる経費に限る。）とする。

- (1) 補助対象者を構成する者
- (2) 前号に掲げる者と次に掲げる関係にある者

ア 親会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）と子会社等（同条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の関係

イ 親会社等を同じくする子会社等同士の関係

ウ ア又はイと同視しうる関係

（補助金の額等）

第6条 補助金の額は、補助対象経費の合計額から補助対象事業の実施により生じた収入を控除して得た額（その額に1,000円未満の端数が生じるときは、当該端数を切り捨てた額）とする。ただし、当該額が300,000円を超えるときは、300,000円とする。

（交付申請書）

第7条 大津市補助金等交付規則（平成10年規則第32号。以下「規則」という。）第4条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付申請書は、大津市デジタル化セミナー開催事業費補助金交付申請書（様式第1号）とする。

2 前項の交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）

- (2) 収支予算書（様式第 3 号）
- (3) 誓約書（様式第 4 号）
- (4) 市税の滞納がないことを証する書類
- (5) 市内に事業所、事務所等を有することを確認できる書類
- (6) 申請者が第 4 条第 1 項第 4 号に掲げるものに該当する場合にあっては、共同申請団体一覧表（様式第 5 号）
- (7) その他市長が必要と認める書類

3 第 1 項の申請は、市長が別に指定する受付期間内に行わなければならない。

（決定通知書）

第 8 条 規則第 7 条第 1 項の規定による通知は、大津市デジタル化セミナー開催事業費補助金交付決定通知書（様式第 6 号）により行うものとする。

2 規則第 7 条第 2 項の規定による通知は、大津市デジタル化セミナー開催事業費補助金交付申請棄却（却下）決定通知書（様式第 7 号）により行うものとする。

（事情変更による取消通知書等）

第 9 条 規則第 9 条第 5 項の規定による通知は、大津市デジタル化セミナー開催事業費補助金交付決定取消通知書（様式第 8 号）又は大津市デジタル化セミナー開催事業費補助金交付決定変更通知書（様式第 9 号）により行うものとする。

（補助事業等の内容の変更等の承認申請書）

第 10 条 規則第 13 条第 1 項の規定により市長に提出しなければならない承認申請書は、大津市デジタル化セミナー開催事業費補助事業変更承認申請書（様式第 10 号）又は大津市デジタル化セミナー開催事業費補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第 11 号）とする。

2 前項の承認申請書には、第 7 条第 2 項各号に掲げる書類のうち、変更に係る書類を添付しなければならない。

（承認通知書等）

第 11 条 規則第 13 条第 2 項の規定による通知は、大津市デジタル化セミナー開催事業費補助事業変更承認決定通知書（様式第 12 号）若しくは大津市デジタル化セミナー開催事業費補助事業中止（廃止）承認決定通知書（様式第 13 号）又は大津市デジタル化セミナー開催事業費補助事業変更承認申請棄却（却下）決定通知書（様式第 14 号）若しくは大津市デジタル化セミナー開催事業費補助事業中止（廃止）承認申請棄却（却下）決定通知書（様式第 15 号）により行うものとする。

(実績報告書)

第12条 規則第14条の規定により市長に提出しなければならない実績報告書は、大津市デジタル化セミナー開催事業費補助事業実績報告書(様式第16号)とする。

2 前項の実績報告書(以下「実績報告書」という。)には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業報告書(様式第17号)
- (2) 収支決算書(様式第18号)
- (3) 補助対象事業の経費支出に係る領収書等の写し(明細の分かるもの)
- (4) 補助対象事業の開催状況が確認できる写真等の資料
- (5) その他市長が必要と認める書類

3 実績報告書は、補助対象事業の完了した日から起算して30日を経過する日又は当該補助対象事業の補助年度の2月末日のいずれか早い日までに市長に報告しなければならない。

(確定通知書)

第13条 規則第15条の規定による通知は、大津市デジタル化セミナー開催事業費補助金確定通知書(様式第19号)により行うものとする。

(交付請求書)

第14条 規則第18条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、大津市デジタル化セミナー開催事業費補助金交付請求書(様式第20号)とする。

2 前項の交付請求書には、振込先金融機関の通帳の写しを添付しなければならない。

(一括又は分割による交付請求書)

第15条 規則第18条第2項において準用する同条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、大津市デジタル化セミナー開催事業費補助金交付請求書(様式第21号)とする。

2 前項の交付請求書には、振込先金融機関の通帳の写しを添付しなければならない。

(取消通知書)

第16条 規則第19条第4項の規定による通知は、大津市デジタル化セミナー開催事業費補助金交付決定取消通知書(様式第22号)により行うものとする。

(返還通知書)

第17条 規則第20条第1項の規定による返還の命令は、大津市デジタル化セミナー開催事業費補助金返還通知書(様式第23号)により行うものとする。

(帳簿の備付け)

第18条 補助金の交付を受けた者は、当該補助事業完了後10年間、当該補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え付け、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 7 条関係）

大津市デジタル化セミナー開催事業費補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）

大津市長

申請者 所在地

名称

代表者職氏名

大津市補助金等交付規則第 4 条第 1 項の規定により、大津市デジタル化セミナー開催事業費補助金の交付について次のとおり申請します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市デジタル化セミナー開催事業費補助事業
補 助 事 業 の 内 容	事業計画書のとおり
補助事業の経費所要額 （補助対象金額）	金 円 （ 金 円）※消費税等相当額を除く。
交 付 申 請 金 額	金 円
補助事業の着手予定年月日 及び完了予定年月日	着手 年 月 日から 完了 年 月 日まで
添 付 書 類	(1) 事業計画書（様式第 2 号） (2) 収支予算書（様式第 3 号） (3) 誓約書（様式第 4 号） (4) 市税の滞納がないことを証する書類 (5) 市内に事業所、事務所等を有することを確認できる書類 (6) その他市長が必要と認める書類

様式第 2 号（第 7 条関係）

（表面）
事業計画書

1 申請者

名 称	
代 表 者 職 氏 名	
事 業 所 所 在 地	〒 ー 大津市
担 当 者 名	
連 絡 先	

2 事業の概要

事業の目的、期待される効果

事業実施予定日及び 場所	事業名	事業内容、対象者及び参加予定人数
月 日（ ） 場所：	名称：	内容： 対象者： 参加予定人数：
月 日（ ） 場所：	名称：	内容： 対象者： 参加予定人数：

(裏面)

[illegible]

様式第3号（第7条関係）

收支予算書

1 収入の部

項目	予算額	摘要
市補助金	円	大津市デジタル化セミナー開催事業費補助金
	円	
	円	
	円	
	円	
計	円	

2 支出の部

[illegible]

年 月 日

（宛先）

大津市長

所在地

名称

代表者職氏名

印

誓 約 書

私（私たち）は、大津市デジタル化セミナー開催事業費補助金交付要綱第4条第1項に規定する要件を満たしているとともに、同条第2項各号のいずれにも該当しないことを誓約します。

私（私たち）は、補助金の申請後において、当該要件に該当しないことが判明したとき又は該当しない事態に至ったときは、速やかに貴職宛てに申し出るとともに、大津市が行う措置について何ら異議のないことを誓約します。

様式第 5 号（第 7 条関係）

共同申請者一覧表

※申請者が 3 以上の中小企業者で構成されるグループの場合に必要です。

1	名 称			
	代 表 者 職 氏 名			
	事 業 所 所 在 地			
	担 当 者 名		連 絡 先	
2	名 称			
	代 表 者 職 氏 名			
	事 業 所 所 在 地			
	担 当 者 名		連 絡 先	
3	名 称			
	代 表 者 職 氏 名			
	事 業 所 所 在 地			
	担 当 者 名		連 絡 先	
4	名 称			
	代 表 者 職 氏 名			
	事 業 所 所 在 地			
	担 当 者 名		連 絡 先	

※添付書類

- ・別紙委任状

別紙

委任状

(宛先)

年 月 日

大津市長

受任者 所在地 _____

(代理人) 名称 _____

代表者職氏名 _____ 印

私（私たち）は、上記の者を代理人と定め、大津市デジタル化セミナー開催事業費補助金の申請等に係る手続、補助金の請求及び受領に関する権限を委任します。

委任者 所在地 _____

名称 _____

代表者職氏名 _____ 印

所在地 _____

名称 _____

代表者職氏名 _____ 印

所在地 _____

名称 _____

代表者職氏名 _____ 印

所在地 _____

名称 _____

代表者職氏名 _____ 印

※ この書類は、申請者が3以上の中小企業者で構成されるグループである場合において、当該グループの代表者に対して、

当該グループの他の者が補助金の申請等に係る手続、補助金の請求及び受領に係る権限を委任するためのものです。

大津市デジタル化セミナー開催事業費補助金交付決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付けで申請のあった大津市デジタル化セミナー開催事業費補助金の交付について、次のとおり決定したので大津市補助金等交付規則第 7 条第 1 項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補助事業の名称	大津市デジタル化セミナー開催事業費補助事業
補助事業の目的 及び内容	交付申請書記載のとおり
交付決定金額	金 円
交 付 条 件	(1) 大津市補助金等交付規則及び大津市デジタル化セミナー開催事業費補助金交付要綱の規定を遵守すること。 (2) 補助対象事業の内容又は経費の変更をする場合は、大津市デジタル化セミナー開催事業費補助事業変更承認申請書を提出し、市長の承認を受けること。 (3) 補助対象事業を中止し、又は廃止する場合は、大津市デジタル化セミナー開催事業費補助事業中止（廃止）承認申請書を提出し、市長の承認を受けること。 (4) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合は、市長に報告しその指示を受けること。 (5) 補助対象事業の完了した日から起算して 30 日を経過する日又は当該補助対象事業の補助年度の 2 月末日のいずれか早い日までに大津市デジタル化セミナー開催事業費補助事業実績報告書を提出すること。

大津市デジタル化セミナー開催事業費補助金交付申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長 印

年 月 日付けで申請のあった大津市デジタル化セミナー開催事業費補助金について、次のとおり交付しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第 7 条第 2 項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補助事業の名称	大津市デジタル化セミナー開催事業費補助事業
補助事業の目的 及び内容	交付申請書記載のとおり
交 付 申 請 金 額	金 円
交付しないことと決定 した理由	

大津市デジタル化セミナー開催事業費補助金交付決定取消通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長 印

年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市デジタル化セミナー開催事業費補助金について、次のとおり交付決定を取り消したので大津市補助金等交付規則第 9 条第 5 項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補助事業の名称	大津市デジタル化セミナー開催事業費補助事業
交 付 決 定 金 額	金 円
取 消 金 額	金 円
取消後の交付決定金額	金 円
取消しをした理由	

大津市デジタル化セミナー開催事業費補助金交付決定変更通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長 印

年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市デジタル化セミナー開催事業費補助金について、次のとおり交付決定を変更したので大津市補助金等交付規則第 9 条第 5 項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補助事業の名称	大津市デジタル化セミナー開催事業費補助事業
交 付 決 定 金 額	金 円
決定内容又はこれに付した条件を変更する内容	
変更をした理由	

大津市デジタル化セミナー開催事業費補助事業変更承認申請書

年 月 日

（宛先）

大津市長

申請者 所在地

名称

代表者職氏名

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付決定のあった大津市デジタル化セミナー開催事業費補助事業の変更の承認について、大津市補助金等交付規則第 1 3 条第 1 項の規定により次のとおり申請します。

補 助 年 度	年度
補助事業の名称	大津市デジタル化セミナー開催事業費補助事業
補助事業の変更の内容	
変更する理由	
変更の年月日	年 月 日
添 付 書 類	

大津市デジタル化セミナー開催事業費補助事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日

（宛先）

大津市長

申請者 所在地

名称

代表者職氏名

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付決定のあった大津市デジタル化セミナー開催事業費補助事業の中止（廃止）の承認について、大津市補助金等交付規則第 1 3 条第 1 項の規定により次のとおり申請します。

補 助 年 度	年度
補助事業の名称	大津市デジタル化セミナー開催事業費補助事業
中止（廃止）する理由	
中止（廃止）の年月日	年 月 日
添 付 書 類	

大津市デジタル化セミナー開催事業費補助事業変更承認決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長 印

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市デジタル化セミナー開催事業費補助事業の変更について、次のとおり承認したので大津市補助金等交付規則第 1 3 条第 2 項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補助事業の名称	大津市デジタル化セミナー開催事業費補助事業
承認した変更内容	
承 認 年 月 日	年 月 日

大津市デジタル化セミナー開催事業費補助事業中止（廃止）承認決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市デジタル化セミナー開催事業費補助事業の中止（廃止）について、次のとおり承認したので大津市補助金等交付規則第 1 3 条第 2 項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補助事業の名称	大津市デジタル化セミナー開催事業費補助事業
中止（廃止）の 承認年月日	

大津市デジタル化セミナー開催事業費補助事業変更承認申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市デジタル化セミナー開催事業費補助事業の変更について、次のとおり承認しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第 1 3 条第 2 項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補助事業の名称	大津市デジタル化セミナー開催事業費補助事業
補助事業の変更の内容	
承認しないことと決定した理由	

様式第 15 号（第 11 条関係）

大津市デジタル化セミナー開催事業費補助事業中止（廃止）承認申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市デジタル化セミナー開催事業費補助事業の中止（廃止）について、次のとおり承認しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第 13 条第 2 項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補助事業の名称	大津市デジタル化セミナー開催事業費補助事業
承認しないことと決定した理由	

大津市デジタル化セミナー開催事業費補助事業実績報告書

年 月 日

（宛先）

大津市長

申請者 所在地

名称

代表者職氏名

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定のあった大津市デジタル化セミナー開催事業費補助事業の実績について、大津市補助金等交付規則第 14 条の規定により次のとおり報告します。

補 助 年 度	年度
補助事業の名称	大津市デジタル化セミナー開催事業費補助事業
補助事業の着手年月日 及び完了年月日	着手 年 月 日から 完了 年 月 日まで
交 付 決 定 金 額	金 円
補助金の既交付金額	金 円
補助事業の経費精算額 （補助対象金額）	金 円 （ 金 円）※消費税等相当額を除く。
添 付 書 類	(1) 事業報告書（様式第 17 号） (2) 収支決算書（様式第 18 号） (3) 補助対象事業の経費支出に係る領収書等の写し（明細の分かるもの） (4) 補助対象事業の開催状況が確認できる写真等の資料 (5) その他市長が必要と認める書類

事業報告書

1 申請者名

2 申請者の代表者職氏名

3 事業の概要

事業実施日及び 場所	事業名	事業内容、成果、対象者及び参加人数
月 日（ ） 場所：	名称：	内容： 成果： 対象者： 参加人数：
月 日（ ） 場所：	名称：	内容： 成果： 対象者： 参加人数：
月 日（ ） 場所：	名称：	内容： 成果： 対象者： 参加人数：
月 日（ ） 場所：	名称：	内容： 成果： 対象者： 参加人数：

収支決算書

1 収入の部

項目	当初予算額	決算額	摘要
市補助金	円	円	大津市デジタル化セミナー開催事業費補助金
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
計	円	円	

2 支出の部

項目	当初予算額	決算額	摘要
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
計	円	円	

大津市デジタル化セミナー開催事業費補助金確定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市デジタル化セミナー開催事業費補助事業について、次のとおり補助金の額を確定したので、大津市補助金等交付規則第 15 条の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補助事業の名称	大津市デジタル化セミナー開催事業費補助事業
交 付 決 定 金 額	金 円
補助事業の経費精算額 (補助対象金額)	金 円
交 付 確 定 金 額	金 円

大津市デジタル化セミナー開催事業費補助金交付請求書

年 月 日

（宛先）

大津市長

申請者 所在地

名称

代表者職氏名

印

年 月 日付け大 第 号で交付の確定のあった大津市デジタル化セミナー開催事業費補助金について、大津市補助金等交付規則第 1 8 条第 1 項の規定により次のとおり請求します。

補 助 年 度		年度
補助事業の名称		大津市デジタル化セミナー開催事業費補助事業
交付確定金額		金 円
交付請求金額		金 円
振込先金融機関	金融機関名	銀行・信用金庫・農協 支店
	口座番号	普通・当座
	口座名義	
添 付 書 類		振込先金融機関の通帳の写し

大津市デジタル化セミナー開催事業費補助金交付請求書

年 月 日

（宛先）

大津市長

申請者 所在地

名称

代表者職氏名

印

年 月 日付け大 第 号で交付の決定のあった大津市デジタル化セミナー開催事業費補助金について、大津市補助金等交付規則第 1 8 条第 2 項の規定により次のとおり事前交付請求（一括・分割）します。

補 助 年 度		年度
補助事業の名称		大津市デジタル化セミナー開催事業費補助事業
交付決定金額		金 円
補助金を事前交付（一括・分割）請求する理由		
補助金の既交付金額		
交付請求金額		金 円
振込先金融機関	金融機関名	銀行・信用金庫・農協 支店
	口座番号	普通・当座
	口座名義	
添 付 書 類		振込先金融機関の通帳の写し

大津市デジタル化セミナー開催事業費補助金交付決定取消通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市デジタル化セミナー開催事業費補助金について、次のとおり交付決定を取り消したので、大津市補助金等交付規則第 1 9 条第 4 項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補助事業の名称	大津市デジタル化セミナー開催事業費補助事業
交付決定(確定)金額	金 円
取 消 金 額	金 円
取消後の交付決定(確定)金額	金 円
取消しをした理由	

大津市デジタル化セミナー開催事業費補助金返還通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市デジタル化セミナー開催事業費補助金について、大津市補助金等交付規則第 2 0 条第 1 項の規定により次のとおり返還を請求します。

返 還 金 額	金 円
返 還 理 由	
返 還 期 限	年 月 日まで
補 助 年 度	年度
補助事業の名称	大津市デジタル化セミナー開催事業費補助事業
交付決定金額	金 円
補助金の既交付金額 及び交付年月日	金 円 年 月 日
交付確定金額	金 円

（注） 別添納付書により振り込んでください。なお、大津市補助金等交付規則第 1 9 条第 1 項の規定により交付の決定を取り消された場合において、返還期限までに納付されないときは、延滞金を納付しなければなりません。